

# 食品安全委員会プリオン専門調査会

## 第102回会合議事録

1. 日時 平成28年9月29日（木） 10:00～10:55

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

3. 議事

(1) オーストリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る  
食品健康影響評価について

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

村上座長、高尾専門委員、筒井専門委員、中村桂子専門委員、  
中村優子専門委員、中村好一専門委員、八谷専門委員、  
眞鍋専門委員、水澤専門委員、山本専門委員、横山専門委員

(食品安全委員会)

熊谷委員

(説明者)

厚生労働省 梅田室長

(事務局)

川島事務局長、鋤柄評価第二課長、田中課長補佐、  
大谷評価専門職、大快係長、大西技術参与、小山技術参与

5. 配布資料

資料1 オーストリアのBSE対策の経緯等について

資料2 オーストリアの出生年別のBSE発生状況等

参考資料1 食品健康影響評価について

「オーストリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に  
ついて」

参考資料2-1 食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について

参考資料2-2 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（回答）

## 6. 議事内容

○村上座長 ただいまから第102回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日は11名の専門委員が御出席でございます。欠席の専門委員は、門平専門委員、堂浦専門委員、福田専門委員の3名でございます。

さらに食品安全委員会からは、熊谷委員に御出席をいただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料でございます「第102回食品安全委員会プリオン専門調査会議事次第」を御覧いただきたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、事務局より、本日の資料の確認をお願いします。

○田中課長補佐 配付資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに5点でございます。

議事次第でございますように、資料1～参考資料2－2までの5点でございます。

不足の資料はございませんでしょうか。

なお、これまでの評価書及び今回の諮問に係る提出資料等は、既に専門委員の先生方にはお送りしておりますけれども、お席後ろの机の上にファイルと一部についてはタブレットで用意しておりますので、必要に応じ適宜御覧いただきますようお願いいたします。

また、傍聴の方に申し上げますが、専門委員のお手元にあるものにつきましては、著作権の関係と大部になりますことなどから、傍聴の方にはお配りしていないものがございます。調査審議中に引用されたもののうち、閲覧可能なものにつきましては、調査会終了後、事務局で閲覧できるようにしておりますので、傍聴の方で必要とされる場合は、この会議終了後に事務局までお申し出いただければと思います。

以上です。

○村上座長 それでは、事務局から、平成15年10月2日食品安全委員会決定の「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づき必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告をお願いします。

○田中課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告します。

本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の(1)に規定する「調査審議等に参加しないこととなる事由」に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○村上座長 提出いただきました確認書につきまして、相違はございませんでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議に入る前に、前回の専門調査会での審議内容について振り返りたいと思います。

諮問事項、牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について御審議をいただき、評価書案を取りまとめました。その後、7月12日の食品安全委員会への報告、7月13日～8月11日までの期間でパブリックコメントの募集を行い、8月30日の食品安全委員会の審議を経て、同日付で評価結果が厚生労働省へ答申されました。

それでは、本日の議事（1）の審議を開始いたします。本件は9月8日に厚生労働省から、オーストリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価についての諮問があり、9月13日の食品安全委員会で本専門調査会での審議を依頼されたものです。

最初に厚生労働省の梅田輸入食品安全対策室長から、諮問内容等の説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○梅田室長 よろしく願いいたします。輸入食品安全対策室の梅田でございます。

それでは、今般の諮問の内容について御説明させていただきます。参考資料に諮問の内容をおつけしていただいております。参考資料1を御覧ください。裏をめくっていただきまして、別紙のところでございます。「1 諮問の背景及び趣旨」、「2 具体的な諮問内容」について記載してございます。

まず「1 諮問の背景及び趣旨」でございますが、牛肉やその加工品等につきましては、2001年以降、めん羊、山羊の肉につきましても2004年以降、BSEの発生国につきましては輸入を禁止する措置を講じてきているところでございます、オーストリアにつきましても同様に輸入を禁止してきたところでございます。

世界的にBSEリスクが減少している状況等を踏まえまして、BSE対策の見直しを行ってきているところでございますが、オーストリア産の牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓につきましても、現在のリスクに応じた輸入規制の見直しを検討するというところで、お願いするものでございます。

次に「2 具体的な諮問内容」でございます。

「（1）牛の肉及び内臓について」は、これまで諮問いたしましたEUの国のものと同様の内容となっております。

「（2）めん羊及び山羊の肉及び内臓について」も、平成27年6月に諮問いたしました、めん羊及び山羊のBSE対策の国境措置に係る諮問内容と同様の内容となっております。

具体的には、牛につきまして、月齢制限でございますが、現行の輸入禁止措置から30か月齢以下とした場合のリスクを比較するということになってございます。

また、SRMの範囲については、現行の輸入禁止から全月齢の扁桃及び回腸並びに30か月齢超の頭部、脊髄及び脊柱に変更した場合のリスクの比較ということになってございます。

さらに③にございますように、①と②の評価を終えた後に、国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の規制の閾値を引き上げた場合のリスクの評価をお願いする内容となっております。

一方、「（2）めん羊及び山羊の肉及び内臓について」は、現行の輸入禁止措置からSRM

の範囲を12か月齢超の頭部及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸として、SRMを除去したものを輸入するという場合のリスクを比較する内容となっております。

次に、資料1に基づきまして、オーストリアのBSE対策の経緯等につきまして、御説明をさせていただきます。

その前に、オーストリアの背景情報としまして、オーストリアの牛の生産やと畜の概要ですが、牛の飼養頭数はおおむね195万頭ほどございまして、と畜頭数は年間約63万頭ということで、日本の半分程度の規模であるということが言えようかと思えます。

それでは、オーストリアのBSE対策の概要についてでございますが、資料1の2ページ目を御覧ください。この内容について、現在、オーストリア側に確認している内容もございしますので、現時点での暫定版とさせていただきますと考えております。

まず、飼料規制でございますが、1990年に肉骨粉等の動物由来たん白質の反すう動物への使用禁止、その後、1995年になりますが、ほ乳動物に由来するたん白質の反すう動物への給与が禁止されております。先日、13日の食品安全委員会での説明の中で、1997年と説明させていただいたのですが、その後、オーストリア政府に確認したところ、1995年ということでございましたので、訂正させていただきます。

その後、2001年にEUと同様に全ての動物に由来しますたん白質の家畜飼料への使用が禁止されております。

また、生体牛の輸入については1990年に英国からの輸入を禁止しているということでございます。

次に、BSE検査等についてでございます。1998年に健康と畜牛のBSE検査、緊急と畜牛や死亡牛のBSEサーベイランスを開始しているということでございまして、2013年にオーストリアを含みますEU法規に基づく国を規定しているわけですけれども、それらの国生まれの牛につきましては、健康と畜牛のBSE検査を廃止し、また、緊急と畜牛及び死亡牛のサーベイランスについては24か月齢超に変更しているということでございます。

さらに2014年に死亡牛のサーベイランスの基準を48か月齢超に引き上げているということでございます。

次に、SRMの規制でございますが、1997年より133℃、20分、3気圧での処理を条件としておりまして、2001年からEU規則に沿った規制を講じているということでございます。

BSEの発生状況につきましては、資料1の3ページになりますが、このグラフは世界でのBSE発生推移をあらわしておりますけれども、オーストリアでは、これまでBSEは8頭が確認されているということでございます。うち1頭はスイス生まれの牛ということでございます。非定型のBSEにつきましては3頭ございまして、L型が2例、H型が1例という内訳になってございます。

また、これらのBSE感染牛につきましては、2001年の完全飼料規制以前の生まれということでございます。なお、オーストリアは2012年のOIE総会におきまして、無視できるリスク国とされているということでございます。

4 ページ以降は参考資料をおつけしてありまして、4 ページには各国のBSE検査体制を示しております。上段が食肉検査でございまして、下段がBSEサーベイランスについての内容となっております。

5 ページでございまして、各国のSRM規制でございまして。オーストリアにおいて、牛につきましては、2015年8月以降、12か月齢超の頭蓋及び脊髄に変更しているということでございまして。また、めん羊及び山羊につきましては、EU規則に基づきまして、12か月齢以上の頭部と脊髄、頭部の中に扁桃を含むということになっております。それから、全月齢の脾臓及び回腸となっております。

最後、6 ページでございまして、飼料規制の比較ということで、オーストリアにつきましてはEU規則に沿った規制ということで、全ての動物由来たん白質の家畜への使用禁止ということでございまして。また、2001年の輸入禁止以前のオーストリアから日本への輸入状況でございまして、2001年までの約5年間で牛肉加工品、乾燥食肉製品であったり、ソーセージ等でございまして、これは約886kg、牛肉及び内臓につきましては、約127トンということでございまして。

最後になりましたけれども、今後の方針といたしまして、諮問書の「3 今後の方針」でも記載させていただいておりますが、厚生労働省といたしましては、今回の諮問に対するの答申をいただいた段階で、その評価結果を踏まえまして、必要な管理措置の見直しを行う予定としてございまして。

以上でございまして。よろしくお願いたします。

○村上座長 ありがとうございます。

次に、事務局に資料を用意していただきましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○大快係長 それでは、説明させていただきます。資料2を御覧ください。先ほどの厚生労働省からの説明と被る部分も一部ございまして、資料2ではオーストリアにおけるBSEの検査対象月齢の推移とBSEの出生年別摘発状況について、まとめております。

表面の検査対象月齢の推移の表を御覧ください。オーストリアにおきましては、1998年から健康と畜牛、死亡牛及び緊急と畜牛において、それぞれ20か月齢以上を対象とした検査が実施されております。その後、健康と畜牛については一時的に30か月齢以上の検査に変更され、2001年に再び20か月齢以上で、さらに再び30か月齢以上へ変更されました。2008年からは48か月齢以上、2011年からは72か月齢以上、2013年には健康と畜牛の検査は廃止されております。

死亡牛につきましては、2000年から30か月齢以上、2003年から24か月齢以上、2014年から48か月齢以上の検査が実施されております。

緊急と畜牛につきましては、2005年から30か月齢以上、2003年から24か月齢以上、2008年から48か月齢以上、2013年から再び24か月齢以上の検査が実施されております。また、臨床症状牛につきましては、1991年から全月齢を対象に実施されております。

続きまして、裏面を御覧ください。オーストリアでは、これまで8頭のBSE感染牛が確認されております。詳細な内訳は表にお示しさせていただいたとおりでございます。表は出生年月順に並べております。定型BSEは全部で5頭であり、3頭目はスイスからの輸入牛となっております。

飼料規制につきましては、1990年11月から肉骨粉等の動物由来たん白質の反すう動物用飼料としての使用を禁止し、その後、2001年1月からはEU規則に沿って、動物由来たん白質の全ての家畜用飼料への使用を禁止する完全飼料規制が講じられておりまして、それ以降に生まれたBSE検査陽性牛はおりません。

ページの下の方になりますけれども、めん羊及び山羊につきましては、こちらもEU規則に沿ったTSEサーベイランスが実施されており、TSEと診断されたものについてはBSEとスクレイピーの判別が実施されておりますが、これまでにBSE陽性の動物は確認されておられません。なお、2014年には、めん羊は5,334頭、山羊は1,554頭が検査の対象となっております。

説明は以上でございます。

○村上座長 ありがとうございます。

この諮問案件につきましても、これまでと同様、慎重に審議してまいりたいと考えております。ただいまの厚生労働省及び事務局からの説明について、今後十分に論議を深めるためにも積極的に御質問や御意見をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。お願いいたします。

○山本専門委員 BSE検査対象月齢の推移のところですが、1998年7月から20か月齢以上となって、その後、2000年12月に30か月齢に引き上げられたということですね。その後、また20か月齢超に戻しているのですが、この間に月齢がまた下がっているというのは何か理由があったのでしょうか。

○大快係長 通常、他のEUの各国などですと、基本的にリスクの程度に応じて規制が緩和されていくケースが多いと思いますが、一度強化したりというステップを踏んでいることについて、オーストリア政府の回答では、ポリティカルレベルの予防原則に基づく判断であるということでございます。基本的にEU加盟国ですので、EU規則以上の基準は最低限守った規制になっていると認識しております。

○山本専門委員 ということは、特段そのリスク評価をして下げたのではなくて、政治的な予防原則の判断ということをやったということですね。

○大快係長 そのように認識しております。リスク評価のステップを国内で踏んでいるかということまでは回答にはなかったのですが、ポリティカルレベルで下された判断だというような回答を得られております。

○村上座長 ほかにございませんか。

○筒井専門委員 摘発牛の月齢のところですが、摘発されているのは結構年寄りです。十何歳とかいうのが多いので、今まで見た感じとしては少し高い年齢のような気がしたので

すけれども、これはもしわかれば教えてほしいのですが、オーストリアは割と飼養形態からして、かなり年寄りまで飼っているような状況ですか。わかればいいのですけれども。

○梅田室長 この件についてもオーストリア政府に確認をいたしましたけれども、と畜の内訳について、統計データとして、月齢ごとのカテゴリーで統計をとっているものではないということで、実際の今の統計が去勢雄とか雌とかの分類でしかなくて、月齢の分布が把握されていないという回答でございますので、御質問にはお答えできる回答はなかったということでございます。

○村上座長 ほかにございませぬか。よろしいですか。梅田室長に直接お伺いできる機会でございます。何かございませぬか。お願いします。

○八谷専門委員 出生年別摘発状況のところでは一番最後の8番目の2000年に生まれた牛が定型で出ているのですけれども、1990年11月に肉骨粉を禁止しているとしたら、禁止の後に、禁止されたというのに定型が出た、何か飼料の規制の状況とか、そういうことは把握されていらっしゃるのでしょうか。

○梅田室長 飼料規制の変遷があるわけでありましてけれども、いわゆるリアルバンと言われています、全ての動物由来たん白質の家畜用飼料の給与が禁止されたのが2001年であるということでございまして、少なくとも、それ以降に生まれたものではBSEの摘発がないと理解しているところではございまして、御指摘のそれ以前の生まれのものが摘発されているということにつきましては、その当時の飼料規制がどの程度であったかということとの関係性については、精緻にはわかっていないということだと理解しております。

○村上座長 よろしいですか。ほかにございませぬか。

それでは、梅田室長、どうもありがとうございました。後ほど質問等がございましたら、お受けいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、今後、諮問されました件につきまして、審議を始めることとなりますけれども、本日は今後の進め方について議論をしたいと思っております。まず、私から案を提示させていただきますので、それらに対しまして、御意見をいただきたいと思っております。

評価手法としては、まず、米加仏蘭の評価を行った平成24年10月の評価書と同じとしてはどうでしょうか、というのが第1点でございます。これについてはいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

では、続きまして、参考資料1の別紙の部分を御覧ください。諮問内容の(1)の「①月齢制限」の部分と「②SRMの範囲」の部分ですけれども、規制閾値が30か月齢までの部分を続いて審議してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

続きまして、感染実験、非定型BSE、vCJDにつきましては、平成24年11月または平成28年8月、これは前回ですが、健康と畜牛の検査廃止の評価書以降に評価結果に影響を与える新たな科学的知見はないと考えられますので、これまでと同様にひとまずは記載しないということとしてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、めん羊及び山羊につきましてです。諮問内容は参考資料1の別紙の(2)でございます。これにつきましては、平成28年1月にめん羊及び山羊の評価を行ってございまして、この手法と同じではいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

最後に評価書のたたき台については、厚生労働省からの提出資料に基づいて、起草委員の先生方に検討をお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほかに、この件に関して追記しておくべき御意見等はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、先ほども御意見を頂戴しましたので、それらも踏まえて、評価書のたたき台について起草委員の先生方に案の作成をお願いしたいと思っております。担当の起草委員の先生方におかれましては、お忙しい中を恐縮でございますが、よろしく願いいたします。事務局は適宜、作成補助などをお願いいたします。

また、専門委員の先生方におかれましては、引き続き、諮問内容に関する質問あるいは用意しておいたほうがいいと思われる資料等、お気づきの点がございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。いただいた御意見につきましては、次回の専門調査会までに起草委員の先生方と検討しておきたいと思っております。

それでは、続きまして、議事(2)の審議に移ってまいりたいと思っております。厚生労働省へ、SRMの範囲の見直しに当たって飼料規制等を含めましたBSE対策全般への影響について補足資料の提出を要求していたところでございますが、今般その追加資料が提出されたということでございます。参考資料2-1及び2-2について、事務局から報告をお願いいたします。

○田中課長補佐 それでは、まず、参考資料2-1を御準備いただければと思います。平成27年12月に健康と畜牛のBSE検査の廃止とSRMの範囲の見直しについて、厚生労働省から評価依頼があったところです。SRMの範囲の見直しにつきましては、第97回のプリオン専門調査会におきまして、その見直しに当たっては飼料規制等を含めたBSE対策全般への影響について確認が必要とされました。さらに輸入牛肉に係るSRMの範囲への影響についても御質問があったところです。

これにつきましては、参考資料2-1にございますように、2月19日付で補足資料の提出を厚生労働省に依頼をしております。こちらの裏が別紙といたしまして、質問内容ということになりますけれども、SRMの範囲が健康の全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部、脊髄及び脊柱から30か月齢超の頭部及び脊髄に変更された場合の管理措置に及ぼす影響について、以下の事項に回答されたいということで、1と2を確認しているところです。

「1. 飼料規制等について」ということございまして、評価に当たり飼料規制の有効性が維持されることが評価の前提となることから、SRMの範囲を変更した場合に生じうる飼料(肥料を含む)において利用可能な牛由来原料への影響及び家畜衛生の観点も踏まえた

対応方針について御教示いただきたいとしております。

「2. 日本に輸入される牛肉及び牛の内臓について」。現在、評価済みのBSE発生国については、輸入条件において日本のSRMの範囲を除去した部位の輸入を認めており、非発生国については日本のSRMの範囲の輸入の自粛等を指導していると承知しておりますけれども、今後、日本のSRMの範囲を変更した場合に生じ得る評価済みのBSE発生国及び非発生国から日本に輸入される牛肉に係るSRMの範囲への影響について御教示いただきたいという、この2点について追加資料要求を行ったところでございます。

こちらの追加資料要求に対しまして、参考資料2-2を御覧いただければと思います。本年9月21日付となっておりますけれども、厚生労働省から補足資料が提出されております。

1枚めくっていただきまして、飼料規制の部分につきましては別添1ということで、農林水産省から厚生労働省へ回答がなされておりました、そちらが提出されているということでございます。ページ番号が2つございますけれども、右下のほうのページ番号を御確認いただければと思います。

右下の3ページ、こちらが「SRMの範囲を変更した場合に生じる牛由来飼料原料への影響等について」ということでございます。こちらはまず現行の飼料規制の概要について御説明がでございます。

少し飛んでいただきまして、右下のページ番号の7ページでございます。こちらが「動物性たん白質・動物性油脂の家畜への給与に関する規制の概要」ということで、規制の一覧というものがお示しされているところでございます。この中でSRMの範囲の見直しに伴い影響を受ける品目というものが、この丸で囲っている部分となっております。具体的には一番上のゼラチン及びコラーゲン。次に、血粉、血しょうたん白。次に、肉骨粉、加水分解たん白など。次に、動物由来たん白質を含む食品残渣、いわゆるエコフィードになります。最後に動物性油脂で不溶性不純物0.15%以下のもの。これらが影響を受ける品目ということになります。

こちらの表ですけれども、見方といたしまして、「由来」が原料となる由来の動物になりまして、給与対象について牛など、豚、鶏、養魚という形で整理をされております。ゼラチン及びコラーゲンにつきましては、ほ乳類・家きん・魚介類に由来する骨及び皮が原料として利用が可能ということでございます。骨由来のゼラチンについては、こちらには記載がないのですが、酸やアルカリ処理などといった処理条件も定められております。こちらにつきましては、給与対象は牛を含め、給与が可能ということとなっております。

下にまいりまして、血粉と肉骨粉につきましては、牛由来のものにつきましては、養魚用飼料にのみ給与が可能ということでございまして、由来についてもSRMを除くという形となっております。

その下に行きまして、動物由来たん白質を含む食品残渣（エコフィード）につきましても、こちらは牛への給与は不可ということで、鶏、豚、魚用への飼料への利用が認められ

ている。下の動物性油脂も同様ということとなっております。こちらにつきまして、食品のSRMの範囲の見直しが行われた場合、どういった影響を受けるのかということにつきましては、1ページを戻っていただきまして、右下の5ページ目になります。

まず、「(1) 飼料用油脂」ということで、こちらは先ほど一番下にありました不溶性不純物0.15%以下で、豚、鶏、魚に給与されるものになってまいります。こちらにつきましては、全月齢の扁桃及び回腸遠位部が特定部位から除外されることにより、新たに飼料用油脂原料として利用されることとなるということでございます。

なお、見直しが行われた場合、30か月齢を超える牛の脊柱については食品として流通することになるが、農水省令の改正を行わない限り、飼料利用は引き続き不可ということでございます。30か月齢を超える牛の脊柱につきましては、こちらはSRMですけども、と畜場から出てくるものですね。農水省令のほうで、その利用が認められないという規制を行っておりますので、そちらの改正を行わない限り、飼料利用は引き続き不可ということでございます。

「(2) 牛肉骨粉及び牛血粉等」、こちらは魚用飼料にのみ認められているものになりますけれども、全月齢の扁桃及び回腸遠位部が特定部位から除外されることにより、新たに牛肉骨粉等原料及び牛血粉等原料として利用されることとなるということでございます。

なお、見直しが行われた場合、30か月齢を超える牛の脊柱については、食品として流通することとなるが、農水省令の改正を行わない限り、飼料利用は引き続き不可ということでございます。

次に「(3) 飼料用ゼラチン等」でございます。こちらにつきましては、原料として、骨または皮のみを認めていることから、全月齢の扁桃、回腸遠位部が特定部位から除外されてもゼラチン等原料に利用されることはない。

なお、現行でも全月齢の頭蓋骨及び脊柱を利用不可としており、新たに30か月齢を超える牛の脊柱が食品として流通することとなっても、農水省令の見直しを行わない限り、これらの部位の飼料利用は引き続き不可ということで、こちら骨につきましては、全月齢の頭蓋骨と脊柱については農水省令で利用不可ということとしておりますので、それを見直さない限りは、引き続き使えないということでございます。

次に「(4) 動物性たん白質を含む食品残渣(エコフィード)」になります。こちらは豚、鶏、魚に給与が認められておりますけれども、牛への給与は不可ということでございます。見直しが行われた場合、全月齢の扁桃及び回腸遠位部が特定部位から除外されるとともに、30か月齢を超える牛の脊柱が食品として流通することにより、これらの部位が含まれた食品を原料とするエコフィードが製造されることとなるということです。影響を受ける品目につきまして、どのような影響かということがこちらに記載されているところでございます。

次に「3. 今後の対応方針」になります。

まず(1)といたしまして、SRMの見直しが行われた場合、全月齢の扁桃及び回腸遠位部

並びに30か月齢を超える牛の脊柱が新たに食品として流通することから、牛用飼料への利用を認めないことを前提として、それらの部位を飼料用油脂、牛肉骨粉等、牛血粉等並びにエコフィード原料として利用した場合のBSE発生リスクへの影響と飼料利用の可否、必要なリスク管理措置を、食品安全委員会における審議状況も踏まえつつ、検討する。なお、管理措置の変更に伴う関係各方面への影響をあらかじめ聴取する。

括弧内でございますけれども、省令改正を行う場合には、家畜衛生及び飼料安全の観点からの意見を農業資材審議会飼料分科会等に聞いた上で、食品安全委員会に食品健康影響評価依頼を行うことが必要ということでございます。

(2)といたしまして、なお、飼料用ゼラチンにつきましては、牛に給与可能であること等を踏まえ、現行の飼料規制においても、食品では認められている30か月齢以下の牛の脊柱の利用を認めていないことから、現時点では、SRMの見直しが行われたとしても引き続き現行の規制を継続する方針ということで、こちらが飼料についての今後の対応方針になります。

続きまして、ページをめくっていただきまして、右下の17ページになります。こちらにつきましては、「SRMの範囲を変更した場合に生じうる牛由来肥料原料への影響について」ということでございます。

少しページをめくっていただきまして、23ページ目からになります。こちらが「牛の部位を利用した肥料の原料及び製造方法」でございまして、表が3つございますけれども、牛の部位を原料としている肥料の種類。また、それを原料の一部として使用することができる肥料などが一覧となって添付されてございます。

これらの牛の部位を利用した肥料につきましては、牛が誤って食べたりなどしないような管理措置ということでございまして、17ページに戻っていただきまして、牛用飼料への流用・誤用防止のために必要な管理措置が取られているものがございます。こちらにつきましては、牛由来原料を原料として生産される肥料の摂食を防止するための措置ということでございまして、具体的には肥料を生産する際に摂食防止剤を使用したり、化学肥料と混ぜたり、動植物質以外の原料で被覆するといったような方法で流用・誤用防止のための管理措置を取るといったことであるとか、18ページにまいりまして、原料加工措置などもございまして、こちらにつきましては、家畜の伝達性海綿状脳症の発生の予防に効果があると認められる方法により、原料の加工を行う措置ということで、800℃以上で8時間であるとか、1,000℃以上で燃焼、1,000℃以上で溶かすといったような措置がリスク管理措置として取られることとなっております。

牛の部位を使った肥料につきましては、影響につきましては、21ページになってまいります。「2. SRMの見直しに伴う影響」ということで、(1)になりますけれども、こちらは蒸製てい角や毛くず、毛粉、蒸製皮革粉といったものになりまして、角であるとか毛であるとか、そういったものからつくられる肥料です。こちらはSRMが混ざることがそもそも原料からして想定されないということで、見直しにより影響を受けないという回答でござい

す。

(2)といたしまして、上記以外の牛の部位を含む肥料につきましては、見直しにより、現行ではSRMとして焼却されている扁桃、回腸遠位部及び30か月齢超の脊柱がその他の残渣と同様に肥料原料として利用されることとなるということでございます。

次のページにまいりまして、肥料につきまして、今後の対応方針ということでございます。

まず(1)といたしまして、SRMの見直しが行われた場合、全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢を超える牛の脊柱が新たに食品として流通することから、それらの部位を肥料原料として利用した場合のBSE発生リスクへの影響と肥料利用の可否、必要な管理措置を、食品安全委員会における審議状況を踏まえつつ、検討する。なお、管理措置の変更に伴う関係各方面への影響をあらかじめ聴取する。

括弧内でございますけれども、告示改正を行う場合には、肥料規制の変更が家畜衛生及び飼料安全に影響を及ぼすと考えられる場合には、農業資材審議会等に意見を聞いた上で、食品安全委員会に食品健康影響評価依頼を行うことが必要ということでございます。

(2)といたしまして、ゼラチンにつきまして記載がございます。飼料のほうでゼラチンの記載がございましたので、あわせて、食用ゼラチンを肥料として利用した場合は、液状複合肥料などに該当するということでございますけれども、現行の肥料規制において、食品では認められている30か月齢以下の牛の脊柱の利用を認めており、飼料用ゼラチンと扱いが異なることから、見直し後の牛の脊柱の扱いについて、利用の見込み等を勘案の上、検討が必要ということでございます。

以上が、肥料規制への影響という部分になってまいります。

最後に左下30ページの部分になってまいりまして、こちらが厚生労働省からの日本に輸入される牛肉及び牛の内臓についての日本国内のSRMの範囲の見直しによって、どう影響が出るかということに対する回答でございます。

まず「1. 現行の輸入規制の概要」ということが記載されております。

「(1) BSE発生国」について、食品健康影響評価をまだ受けていない国がございますけれども、そういった国については衛生証明書を受け入れないということとしておりますので、輸入がされていないということでございます。

②といたしまして、食品健康影響評価の結果に基づき安全性が確保されていると認められている国。いわゆる評価済み国ということになってまいりますけれども、こういった国については30か月齢以下の牛に由来する牛肉及び牛内臓であって、扁桃及び回腸遠位部が含まれていないことなどの輸入条件に適合するものについては輸入を認めているというところでございます。

「(2) BSE非発生国」につきましては、BSEの発生報告がない国において、万が一、BSEが発生した際の混乱を未然に防止する必要があることから、これらの国からの牛の頭部、脊髄、回腸遠位部及び脊柱の輸入については、これを控えるよう輸入業者に指導している

ということでございます。

「2. 今後の対応方針」といたしましては、食品健康影響評価の結果に基づいて、安全性が確保されていると認められる国または地域からの輸入条件の改正については、国内措置のSRMの範囲の変更にかかわらず、食品健康影響評価が必要と考えている。

また、従来BSEの発生報告がない国からの牛肉等の輸入者に対し、輸入を控えるよう指導しているSRMの範囲については、仮に国内措置のSRMが変更された場合、見直しの検討が必要と考えているということでございます。

説明は以上です。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問等、御意見がございましたら、お願いいたします。

飼料・肥料ともにSRMの見直しによって影響が生じる品目があるということでもあります。これらについて、牛用飼料への利用は認めないということを前提として、飼料・肥料、両方の原料として利用した場合のBSE発生リスクへの影響と、飼料・肥料への利用回避等、必要なリスク管理措置を食品安全委員会における審議状況を踏まえつつ、今後、リスク管理機関においても検討するとされております。また、管理措置の変更に伴う関係各方面への影響をあらかじめ聴取するということでもあります。

いかがでございましょうか。お願いします。

○水澤専門委員 この方針で私は結構だと思います。少し知りたいのは、時間的な見通しというのでしょうか。どのくらいのスピード感で進めていけばいいのかというのは関心がありますが、どうでしょうか。

○村上座長 事務局、いかがでしょうか。

○田中課長補佐 スピード感は聞いておらず、ここの回答のとおりということでございます。

○水澤専門委員 これは時間的には別に制限はなくて、かなりゆっくりやっても大丈夫というか、時間はあるのでしょうか。そういう理解でいいのでしょうか。

○鋤柄評価第二課長 まずは慎重に御審議いただくことが重要だと思っておりますので、特に時間的な制限についてはないと、私どもは現時点では考えております。

○水澤専門委員 では、時間をかけて、しっかりやるという感じですかね。わかりました。

○村上座長 ほかにございませんか。

○筒井専門委員 私の理解が間違っていたらあれですけれども、実際にSRMの範囲が見直され、と畜場におけるSRMの処理と農水省で扱う飼料の区分が変わるということになった場合に、と畜場の処理と異なる規制を農水省側はやるということになると、その区分けといいますか、SRMの範囲の違いによる、と畜場における混乱というものが生じるのではないかという気がするのですけれども、そのあたりは連携してやられるということになりましょうか。

○鋤柄評価第二課長 御指摘の点は、まさに我々も心配しているところでございますので、

今回の回答については外形的な、いわゆる法律上はどうなっているかという回答でございますので、実際にどうなるかといったことは、農水省、厚労省のほうも関係方面とよくヒアリングをした上でやっていくというようなお話になっております。

ですがいまして、今、筒井先生から御指摘のありましたような、具体的にどうなっていくのかといったようなことにつきましては、私ども事務局のほうで、リスク管理機関との間で、さらに整理をする必要があるのかもしれないと思っているところでございます。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。今の御議論のように、そもそもリスク評価機関としてSRMの見直しに関して、飼料規制等、広範な影響を調べる必要があるとしてお願いしたところでございます。今回の報告では影響もあるということでありますけれども、事務局からも説明がございましたように、リスク管理機関と事務局で今後よく状況を整理してもらう必要があるのではないかと思います。こういった方針でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。

ほかに御意見等はございませんか。

それでは、今後SRMの範囲の見直しによる影響については、リスク管理機関と事務局においてよく状況を整理いただくことといたします。よろしいですね。

(「はい」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、事務局は状況にまた進展がございました場合には、適宜、専門委員に報告いただけますよう、どうぞよろしく願いいたします。

予定されておりました議事につきましては、一とおりに御議論をいただきました。事務局から、ほかに何かございますでしょうか。

○田中課長補佐 特にございません。

○村上座長 それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。

次回につきましては、日程調整の上、お知らせいたしますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。